

第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ユビキタス

(E05719)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
① 【株式の総数】	8
② 【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【ライツプランの内容】	13
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	13
(5) 【大株主の状況】	13
(6) 【議決権の状況】	13
① 【発行済株式】	13
② 【自己株式等】	13
2 【株価の推移】	14
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
(1) 【四半期貸借対照表】	16
(2) 【四半期損益計算書】	18
【第1四半期累計期間】	18
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	19
【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	20
【簡便な会計処理】	20

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	20
【注記事項】	20
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24
レビュー報告書	巻末

【表紙】	四半期報告書
【提出書類】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【根拠条文】	関東財務局長
【提出先】	平成20年8月14日
【提出日】	第8期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【四半期会計期間】	株式会社ユビキタス
【会社名】	Ubiquitous Corporation
【英訳名】	代表取締役社長 川内 雅彦
【代表者の役職氏名】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル
【本店の所在の場所】	03-5908-3451
【電話番号】	取締役最高財務責任者 家高 朋之
【事務連絡者氏名】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル
【最寄りの連絡場所】	03-5908-3451
【電話番号】	取締役最高財務責任者 家高 朋之
【事務連絡者氏名】	株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）
【縦覧に供する場所】	

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期 累計(会計)期間	第7期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高(千円)	132,379	878,713
経常利益(千円)	15,033	439,361
四半期(当期)純利益(千円)	8,138	259,002
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—
資本金(千円)	509,375	509,375
発行済株式総数(株)	83,500	83,500
純資産額(千円)	1,561,375	1,682,995
総資産額(千円)	1,644,577	1,819,006
1株当たり純資産額(円)	18,699.1	20,155.63
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	97.46	3,233.33
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	91.51	3,145.03
1株当たり配当額(円)	—	1,554
自己資本比率(%)	94.9	92.5
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△30,830	209,756
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△34,130	△1,320,606
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△83,460	482,653
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	75,667	224,088
従業員数(人)	21	18

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	21
---------	----

（注）1．従業員数は、就業人員です。

2．従業員数が当第1四半期会計期間において3名増加したのは、業容拡大に伴う中途採用によるものです。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(注) 平成20年3月期第1四半期については、四半期決算を行っていないため、前年同期比の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
ソフトウェア受託開発	13,783	—

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、生産という概念と馴染まないため記載しておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
ソフトウェア受託開発	31,500	—	23,500	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、受注という概念と馴染まないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
ソフトウェア使用許諾	114,151	—
サポート	10,227	—
ソフトウェア受託開発	8,000	—
合計	132,379	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期会計期間の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額（千円）	割合（％）
任天堂株式会社	111,644	84.3
株式会社ルネサステクノロジ	9,064	6.8

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間は、任天堂株式会社に対する売上高を中心に114,151千円のソフトウェア使用許諾売上高を計上しました。また、株式会社ルネサステクノロジなどへのサポート売上高として10,227千円、受託開発売上高として8,000千円を計上しております。

デジタル家電分野においては、前事業年度から継続しているプロジェクトが順調に進捗しております。大手電機メーカーによるAV NOEの試作評価が進捗し、来年度に量産されるモデルへの搭載が内定しました。また、セットトップボックス案件は、当初想定よりも開発規模が膨らんだため、平成20年6月末に納品・検収予定だったものが、同年7月末納品・検収に変更され、第2四半期会計期間の売上高となる見込みです。

ワイヤレス関連では、大手デジタルカメラメーカーの次期製品にUbiquitousAIR WPSが採用されました。また、株式会社ルネサステクノロジのRFモジュールにUbiquitousAIR NOEが採用されました。

その他の分野では、NECエレクトロニクス株式会社の新しい半導体向けにUSB製品UbiquitousCONNECTを開発し、ESEC2008及びET-WEST2008で展示を行いました。

営業費用面では、役員及び従業員あわせて27名の人件費として72,860千円を計上し、また、不動産賃借料等の経費として18,754千円を計上しました。なお、これらの人件費・経費のうち、研究開発費は36,548千円です。

以上の結果、売上高132,379千円、営業利益11,437千円、経常利益15,033千円、当第1四半期純利益は8,138千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物は（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ148,421千円減少し、75,667千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払額101,439千円の資金減少要因が、税引前四半期純利益15,576千円、売上債権の減少額62,061千円を上回り、30,830千円の資金減少となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において投資活動の結果使用した資金は、34,130千円となりました。これは主に、本社研究施設の増床に伴う有形固定資産の取得によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において財務活動の結果使用した資金は、83,460千円となりました。これは、配当金の支払いによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、特にありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は、36,548千円です。なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

ゲーム分野は、当事業年度において人気タイトル発売が予定されており、堅調に推移すると思われます。当社は、この分野において引き続き安定的に収益を確保することを想定しています。

デジタル家電分野においては、ダビング10の解禁やIP放送の規格統一に向けた動きがみられました。これらの流れを受けて、今後デジタル家電機器のネットワーク対応は進むと予想されます。当社は、まず、かねてより取組中のレコーダー案件、セットトップボックス案件を確実に仕上げ、次にそれらを横展開することを狙います。また、ワイヤレス技術と組み合わせた差別化を訴求して参ります。

ワイヤレス分野においては、無線LANソリューションに対する引き合いが増加しています。その波を捕まえるべく、当社はかねてより株式会社ルネサステクノロジ及びキーストリーム株式会社と協業して参りました。その成果として、株式会社ルネサステクノロジが製造販売する予定の無線LANモジュールに当社のWLANNOEソリューションが採用されました。また、WPS及びWPAを単体のソフトウェア製品として拡販しております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況については、法人税等の支払い、本社研究施設の増床にともなう有形固定資産の取得、及び配当金の支払により、前事業年度に比べ148,421千円減少し、当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物残高は75,667千円となりました。

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 財政状態及び経営成績の分析 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が抱える主な課題は、次の三点です。

① 形成過程の市場への挑戦

当社は、ユビキタス・ネットワーク市場という潜在的に巨大な市場に挑戦しています。当該市場は、未だ形成の初期にあるため、その成長の仕方には予測困難性があります。当社は、この現出しつつある市場の中で、他社に先駆けて優れた技術や製品を投入し、先行してシェアを獲得していく考えですが、市場の形成そのものに不確実性が伴うことは避けられず、当社にとってこれに機敏に対応することが課題となります。

② バランスのよい事業ポートフォリオへの移行

低下傾向にあるとはいえ、携帯ゲーム分野に対する依存度は依然高水準にあります。その依存度を一刻も早く低下させ、安定した事業ポートフォリオを形成することが課題です。

③ 優秀な人材を継続的に採用・育成すること

当第1四半期会計期間において、エンジニア2名及び管理部門1名の増員を行いました。今後の成長のため、継続して優秀な人員を獲得し続けることが課題です。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった本社の増床が完了しました。
当該設備の状況は、下記のとおりです。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				年間 賃借料 (千円)	従業員数 (人)
		建物	器具 備品	差入 保証金	合計		
本社 (東京都新宿区)	事務所及び 研究開発施設	12,944	17,932	41,624	72,502	48,321	12

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の拡充について完了したものは、
上記(1)のとおりです。同設備は、平成20年5月に完了し、同月から事業の用に供しております。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	312,000
計	312,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成20年8月14日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	83,500	83,500	ジャスダック証券 取引所 （NEO）	—
計	83,500	83,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において以下の定めがなされた場合に限り、完全親会社に新株予約権を継承することができる。
- ① 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数
完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。
 - ② 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times (1 \div \text{当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率})$$
 - ③ 承継する新株予約権の行使期間
当初の権利行使期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から当初権利行使期間の満了日までとする。
 - ④ 承継する新株予約権の行使の条件及び消却
当初条件どおりとする。
3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	380
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の

満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	83,500	—	509,375	—	479,375

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、中山佳久氏から平成20年6月23日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年6月16日現在で11,165株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、中山佳久氏の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりです。

大量保有者	中山 佳久
住所	神奈川県川崎市幸区戸手4-9-3-2105
保有株券等の数	株式 11,165株
株券等保有割合	13.37%

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 83,500	83,500	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	83,500	—	—
総株主の議決権	—	83,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最 高 (円)	233,000	247,000	186,000
最 低 (円)	188,000	179,000	117,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所N E Oにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	75,667	224,088
売掛金	136,174	198,235
有価証券	100,000	100,000
仕掛品	12,555	—
前払費用	14,566	14,035
繰延税金資産	5,302	12,083
その他	3,455	4,082
貸倒引当金	△1,225	△1,768
流動資産合計	346,495	550,757
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,837	7,892
減価償却累計額	△2,519	△2,002
建物（純額）	18,317	5,889
工具、器具及び備品	37,218	19,286
減価償却累計額	△6,920	△5,406
工具、器具及び備品（純額）	30,298	13,879
有形固定資産合計	48,616	19,768
無形固定資産		
ソフトウェア	11,062	13,355
ソフトウェア仮勘定	3,253	—
商標権	3,068	3,150
無形固定資産合計	17,384	16,506
投資その他の資産		
投資有価証券	565,841	565,964
長期預金	600,000	600,000
差入保証金	62,804	62,804
繰延税金資産	3,435	3,204
投資その他の資産合計	1,232,081	1,231,973
固定資産合計	1,298,082	1,268,249
資産合計	1,644,577	1,819,006

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	15,972	4,510
未払費用	8,419	5,859
前受金	5,906	—
未払法人税等	940	101,439
未払消費税等	2,408	13,585
未払配当金	28,359	—
預り金	21,196	4,055
賞与引当金	—	6,560
流動負債合計	83,202	136,010
負債合計	83,202	136,010
純資産の部		
株主資本		
資本金	509,375	509,375
資本剰余金	479,375	479,375
利益剰余金	572,625	694,245
株主資本合計	1,561,375	1,682,995
純資産合計	1,561,375	1,682,995
負債純資産合計	1,644,577	1,819,006

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	
ソフトウェア使用許諾売上高	114,151
サポート売上高	10,227
ソフトウェア受託開発売上高	8,000
売上高合計	132,379
売上原価	9,036
売上総利益	123,343
販売費及び一般管理費	
役員報酬	19,257
給料及び手当	13,853
法定福利費	2,721
減価償却費	1,006
不動産賃借料	9,955
支払手数料	20,106
消耗品費	2,844
研究開発費	36,548
その他	5,612
販売費及び一般管理費合計	111,905
営業利益	11,437
営業外収益	
受取利息	1,196
有価証券利息	2,398
営業外収益合計	3,595
経常利益	15,033
特別利益	
貸倒引当金戻入額	543
特別利益合計	543
税引前四半期純利益	15,576
法人税、住民税及び事業税	887
法人税等調整額	6,550
法人税等合計	7,438
四半期純利益	8,138

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	15,576
減価償却費	4,404
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△543
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,560
受取利息及び受取配当金	△1,196
有価証券利息	△2,398
売上債権の増減額 (△は増加)	62,061
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12,555
未払金の増減額 (△は減少)	11,462
未払費用の増減額 (△は減少)	2,560
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△11,176
前受金の増減額 (△は減少)	5,906
預り金の増減額 (△は減少)	△798
その他	605
小計	67,347
利息及び配当金の受取額	3,261
法人税等の支払額	△101,439
営業活動によるキャッシュ・フロー	△30,830
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△34,130
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,130
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△83,460
財務活動によるキャッシュ・フロー	△83,460
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△148,421
現金及び現金同等物の期首残高	224,088
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 75,667

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期損益計算書関係）

該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	75,667
現金及び現金同等物	75,667

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 83,500株

2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	129	1,554	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰 余金

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 18,699.10 円	1株当たり純資産額 20,155.63 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額 97.46 円	
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 91.51 円	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	8,138
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	8,138
期中平均株式数(株)	83,500
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	5,431
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
ストックオプションについて 平成20年6月20日開催の第7回定時株主総会の決議に基づき、平成20年7月1日開催の取締役会において、当社従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づきストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議いたしました。 当該ストック・オプションの概要は以下のとおりです。 (1) 新株予約権の割当対象者 当社従業員 (2) 新株予約権の数 355個 (3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものとする。 (4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1株とする。なお、新株予約権の目的である株式の数は、当社普通株式355株を上限とする (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額に付与株式数を乗じて得られた額とする。当該払込価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（気配表示を含む）の平均値に1.05を乗じて得た価額とする。但し、当該価額が新株予約権の割当日の前日の終値を下回る場合は、新株予約権の割当日の前日の終値とする。

(リース取引関係)

当社はリース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月13日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 津 田 英 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。